

とやまの食材プロモーション事業業務委託仕様書

1 委託業務名

とやまの食材プロモーション事業業務

2 委託業務の目的

生産者と実需者がオンラインで商談できるサイトや首都圏等の高級飲食店等のバイヤーを対象とした県産農林水産物等のプロモーション、北陸新幹線・航空機を利用した県産食材の輸送事業助成制度などにより、富山の食材の知名度向上を図り、販路拡大を支援するもの。

3 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）

4 委託費上限額

金9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

(1) 「こだわり食品フェア（2025年2月12日（水）～14日（金）」出展業務

① 装飾・設営・撤去業務

- ・ブース全体の装飾・設営及び撤去に関すること。
- ・小間数は6（1小間：縦3.0m × 横3.0m）とし、次のスペースを設けること（出展料（338,250円/小間）は本業務の契約金額に含まれます）。
 - ア 出展者ブース（5小間程度）
 - イ 富山県PR、共用スペース（1小間程度）

② 設備関係業務

- ・会場費は、本業務の契約金額に含め、出展者数等によりブースの大きさが上記から増減する場合は、別途協議すること。
- ・出展者ブースには、社名版、コンセント、LEDスポット灯、机、椅子を配備すること。
- ・富山県PRブースには、「富山の食材」の魅力アピールできる演出や装飾を行うこと。
- ・共用スペースには、机と椅子を配備すること。
- ・出展者が希望する追加設備の手配を行い、その経費を徴収すること。

③ 出展調整業務

- ・出展者（団体）や内容等については、（一社）富山県食品産業協会と協議のうえ、調整を行うこと。
- ・富山県ブース出展者（県及び県内事業者）に対し、運営マニュアル等を作成し、事前に説明すること。
- ・出展者（団体）から1社1小間5万円を参加費として徴収し、事業費に充てること。
- ・その他、出展に伴う手続き等については、甲と相談のうえ全ての業務を行うこと。

④ 企画・運營業務

- ・実施計画書及び進行表を作成すること。
- ・工程管理を徹底するため、甲との打ち合わせを密に行うとともに、甲の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・会場には必要かつ適切なスタッフの配置を行い、フェア事務局及び出展者との連絡調整を行うこと。

⑤ PRブースの準備・運営

- ・来場者に「富山の食材」の魅力や出展者（団体）の特徴を伝えるツール等を作成し、配布すること。
- ・ブース来場者に対し、(2)の「とやま食材マッチング」サイトへの登録誘導を行うこと。
- ・試食等を実施する場合は、食品衛生を徹底し、安全に来場者に提供すること。

⑥ フォローアップ業務

- ・出展後の商談成立、契約等の実績に関する調査用紙を作成し、出展者に対して、会期終了直後及び一定期間経過後の追跡調査を実施すること。

(2) 「とやま食材マッチング」サイトの利用拡大

「とやま食材マッチング」サイト (URL : <https://shoku-toyama.jp/onlinecatalog/>) について、多くのバイヤー獲得に向け、食材利用の事例紹介や商談成立に向けた商品紹介ページのクオリティを維持・向上するよう働きかけ、コンテンツ（登録商品）の拡充などに取り組むこと。

- ① 生産者（とやま食材マッチング登録生産者）向けに定期的にバイヤーニーズのレポート配信（売り場での消費者動向など）、登録商品情報のブラッシュアップ指導等を実施すること。
- ② バイヤー向けに、定期的に注目商品を配信（旬、新商品など）し、「とやま食材マッチング」サイトへ誘導すること。
- ③ 新規登録候補バイヤーへのアプローチを実施すること（個別巡回、30社程度を想定）。
- ④ サイトの活用状況について、2か月に1回（年6回程度）、甲に報告すること。

(3) 首都圏バイヤー（仲卸等）招請ツアーの実施

令和5年度の成果も活用し取引対象となる候補商品の選定・掘起しを行い、首都圏バイヤー（仲卸等）を県内の漁港や青果市場に招請し、県内仲卸と首都圏仲卸の意見交換・食材PR等を実施すること。

また、令和6年10月26日（土）、27日（日）に富山産業展示館（テクノホール）で開催される「とやまグルメ・フードフェス」において、バイヤーと生産者との商談会を開催すること。

① 被招請者

首都圏バイヤー（仲卸等）

② 招請人数

招請者5社5名程度

③ 招請の企画、手配、運営

ア 行程表を作成すること。

イ 招請案内等の発送、連絡調整、の業務を行うこと。

ウ 被招請者と県内仲卸等の双方との調整を行うこと。

エ 被招請者の移動（飛行機、専用車、タクシー）、宿泊、食事、訪問施設等の手配を行うこと。

オ 招請に係るアテンド（連絡調整及び進行管理等）を行うこと。

(4) 新幹線・航空機輸送費助成事業の活用

上記（1）～（3）で対象とした首都圏バイヤー（仲卸等）と県内事業者をマッチングし、新幹線・航空機輸送費助成事業を活用する事業者の掘起しを行うこと。

(5) アンケート（訪問・聞き取り等）による効果測定

- ・事業効果を確認するための、アンケート調査を実施すること
- ・項目：商談の成立状況、消費者の反応、今後の取引の継続予定、その他要望、等

(6) その他、民間企業や食品業界との連携など、事業の目的達成のために必要な業務

- ・上記(4)の事業に加え、新たな物流構築など
- ・民間企業等との連携に際し、マッチングサイトも活用し食材の提案やサンプル提供など(5件程度(10万円/件)想定)

6 企画提案にあたっての留意点

- ・富山の食材の知名度向上や販路開拓につながる提案を行うこと。
- ・県内外のバイヤー、仲卸事業者等に適切に情報が届くような提案を行うこと。
- ・業務実施体制(過去の実績を含む)を明記すること。

7 提出物

- (1) 工程表(契約後速やかに提出すること)
- (2) 実績報告書
 - ・スケジュール及び実績
 - ・県外バイヤー等の事業対象となった事業者のリスト
 - ・収支精算書 等

8 納品(提出)期限

令和7年3月14日(金)

9 注意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。
- (2) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (3) 実施計画の策定にあたっては、富山県その他関係者と密に連携を図ること。
- (4) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、県が保有するものとする。
- (5) 成果品については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上やむを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県市場戦略推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。